

改正電帳法の電子取引データ保存要件の宥恕措置に関する改正省令等、公表

財務省、国税庁

去る2021年12月27日、財務省は、電子取引データの出力書面等による保存措置の廃止に関する宥恕措置を講じた、財務省令80号「電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令」を公布した。

また、これに伴い、翌28日、国税庁は、電子帳簿保存法取扱通達および、「電子帳簿保存法一問一答【電子取引関係】」の改正を公表した。

本改正については、本誌特別企画(38頁)を参照されたい。

公表の経緯

令和3年度税制改正における電子帳簿保存法の改正により、従前、認められていた電子取引の取引情報(請求書、領収書など)に係る電磁的記録の出力書面等の保存をもって、その電磁的記録の保存に代えることができる措置が廃止された。

しかし、令和4年度税制改正

においては、その電磁的記録の保存要件への対応が困難な事業者の実情に配慮し、その出力書面等の保存措置の廃止を事実上延長するための措置(以下、「本宥恕措置」という)が講じられた。

財務省令80号

電帳法施行規則改正省令(令和3年財務省令25号)附則2条3項として、電帳法施行規則4条3項(電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存に関する宥恕措置)の読替規定が追加された。

具体的には、電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存について、2022年1月1日から2023年12月31日までの間に電子取引を行う場合において、次の要件をいずれも満たす場合は、その保存要件にかかわらず、当該電磁的記録の保存をすることができるとされている。

① 納税地等の所轄税務署長が、当該電子取引の取引情報に係る電磁的記録を一定の要件に

従って保存をすることができなくなったことについて、やむを得ない事情があると認める。

② 保存義務者が、税務調査等の際に、税務職員からの求めに応じ、国税に関する法律の規定による当該電磁的記録を出力することにより作成した書面(整然とした形式および明瞭な状態で出力されたものに限る)の提示または提出ができるようにしている。

電子帳簿保存法通達

一問一答

また、本宥恕措置について、通達・一問一答の改正で、次の点が明らかにされた。

- ・本宥恕措置の適用にあたって、納税者から事前に税務署への申請等は要しない。
- ・前記①の「やむを得ない事情」には、社内のワークフローや保存に係るシステムの整備が間に合わない等の、自己の責めに帰さないとは言いがたいような事情も含まれる。
- ・前記②の書面の保存について、税務調査等が行われ得る期間、適正な場所で保存を行う必要がある。

今月の税務

日付	項目	備考・コメント
2月10日(木)まで	① 源泉所得税および特別徴収住民税の納付(令和4年1月分)	① 源泉所得税には復興特別所得税の額を含む。
2月28日(月)まで	② 法人の確定申告、納付、延納の届出(令和3年12月期) 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税(法人事業所税)・法人住民税 ③ 申告期限延長承認法人の法人税確定申告 1カ月延長法人(令和3年11月期) 2カ月延長法人(令和3年10月期) ④ 消費税確定申告(1カ月ごと)(12月期) ⑤ 消費税確定申告(3カ月ごと)(3月、6月、9月、12月期) ⑥ 法人の中間申告(半期・6月期) 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税 ⑦ 法人消費税の中間申告納付 直前期年税額4,800万円超のとき 1カ月ごと(12月期を除く) 直前期年税額400万円超のとき 3カ月ごと(3月、6月、9月期) ⑧ 決算期の定めのない人格のない社団等の法人税の申告納付	②~⑧ 法人の事業年度(課税期間)の終了日は各月末日とする。 ④、⑤ 消費税課税期間の短縮特例は適用後2年間継続が要件である。 ⑧ 12月末日が決算期とみなされる。
2月中の市町村条例で定める日まで	⑨ 固定資産税(都市計画税)第4期分の納付	

(付記) 個人の申告等の法定期限は所得税(復興特別所得税)・贈与税・住民税・事業税・国外財産調書は3月15日(火)まで、消費税・地方消費税は3月31日(木)まで、相続税は相続があったことを知った日から10カ月以内である。

セキュリティ・トークンの会計処理はEDを公表の方向へ ―ASBJ―

去る1月12日、企業会計基準委員会は第471回企業会計基準委員会を開催した。主な審議事項は次のとおり。

セキュリティ・トークンの発行・保有等に係る会計上の取扱い

(1) セキュリティ・トークンの会計処理および開示の論点

電子記録移転有価証券表示権利等（セキュリティ・トークン（以下、「ST」という））の会計処理および開示に関して、議論された。

STの保有者における発生および消滅の認識の時期については、「売買の合意が成立した時点」とし、約定日が明確であれば、約定日がその時点に該当し、約定日が明確でない場合には「書面、口頭を問わず、売買について実質的に当事者間で合意した時点を個々の取引の実態に応じて判断する」との事務局案が示された。

また、開示については、現行の有価証券および信託受益権の定めに従うこととする案が示された。委員からは、「相対取引のよ

うな対象物の引渡しや対価の受領の時点がはっきりしない取引に約定日を適用するのは違和感がある」との意見が挙がった。

(2) STの発行・保有の会計処理の今後の検討の進め方

2021年下期以降、比較的大きな発行事例がみられ、基準開発のニーズが高まっている可能性があると、当初の論点整理を公表する方針を見直し、公開草案を公表するとする事務局案が示された。

委員から異論は聞かれず、実務対応報告の公開草案を公表する方向で進められる。

ICOトークンの発行・保有の会計処理の論点整理

「資金決済法における暗号資産に該当するICOトークンの発行及び保有に係る会計処理に関する論点の整理」の文案が示された。示された論点は次のとおり。

論点1…基準開発の必要性および緊急性、ならびにその困難さ

論点2…ICOトークンの発行者における発行時の会計処理

ポジティブ・メンタルヘルス

消去法は消極的か？

メンタルクリエイター
江口 毅

「将来の夢」。小学生の頃、このテーマの作文が苦手でした。今思えば、「いつか実現したいと思ってること」を書けばよかったのだと思うが、当時は「どの職業に就きたいか」と問われている気がしました。クラスメートたちが、野球選手、宇宙飛行士、大工さん、学校の先生、お花屋さん、ケーキ屋さんなどと職業を書いていたことも影響しているでしょう。筆者は何を書いていいのかわからず、「サラリーマン」と書いたことを覚えていています。当時、サラリーマンになりたいという強い思いがあつたわけではありませぬ。子どもにとっては数えるほどしかない周囲の大人たちを思い浮かべたとき、サラリーマンである父の存在が一番大きかったのだと思います。

友人たちと食事をしているとき、この「将来の夢」という作文のことを話題に出しました。友人A氏は、「何になりたいか」ではなく「どういう大人になりたいか」を問うべきだと言いました。「何になりたいか」と問われると、子どもはテレビ等で知っている職業や大人が喜びそうな答えを書くものだという考えです。しかし、「どういう大人になりたいか」と問われれば、子どもは懸命に周囲の大

人たちのことを思い浮かべ、モデルになりそうな人を探し、自身の生き方の指針を見つけていくものだと言っていました。確かにそのとおりだと思いました。また、マネジメント研修において、部下に対する質問の工夫、質問の引き出しの多様さ、未来志向の質問などについて伝えている筆者の立場としては、友人A氏の「問いかけ方を変える」という考え方は大変納得のいくものでした。

この意見に対して、友人B氏からこんな疑問が投げかけられました。「でも、モデルにしたい大人がいなかったら、どうするの？」と。筆者は、そこまで考えが及ばなかったので、目から鱗が落ちました。寂しいことではありますが、確かに子どもを取り巻く大人たちのなかにモデルがいるとは限りませぬ。そうすると、子どもは何を書いていいかわからなくなります。どうしたものかと考えあぐねているとき、友人B氏は「なりたいくない大人を思い浮かべればいいんだよ」と言いました。つまり、多くの反面教師を思い浮かべることで、結果としてどういう大人になりたいのかがわかるという考え方です。

「あの大人はイヤ、その大人もイヤ、この大人もイヤ」という消去法に対して、どちらかといえばネガティブな印象を抱いていました。しかし、そういう決め方も一つの方法だと思いました。消去法で考えるプロセスにおいて考えは徐々に明確になっていくものですし、消去法で残った選択肢が潜在的にやりたかつたことだという事例も数多くみてきました。振り返れば、筆者自身も大学の学部を決めるときは消去法でした。しかし、結果的には何よりも関心があり、最も適性がある道を選ぶことにつながりました。

キャリアの選択も同じでしょう。「何をやりたいか」ではなく、「何をやりたくないか」をどこん考えてみるのも一つの方法です。やりたくないことをすべて挙げ、それだけの理由を考えれば、自身の強みや弱みが整理できます。また、歩んできたキャリアの振り返りにもなります。そして、消去法で残ったものをどう展開していくかを考えれば、具体的なプランがみえてきます。このように、消去法は決して消極的な方法ではありません。重要なのは、消去法のプロセスにおいて何を考え、何を見出すかということです。

論点3：自己が発行したICO

トークンを保有している場合の会計処理

〔論点3-1〕ICOトークンの発行時に自己に割り当てたICOトークンの会計処理

〔論点3-2〕発行後に第三者から取得した自己が発行したICOトークンの会計処理

論点4：ICOトークンの保有者（発行者を除く）における会計処理に関する論点

リース会計基準の改正

第107回リース会計専門委員会（2022年1月10日・20日合併号（No.1633））情報ダイジェスト参照）に引き続き、借手における再リースの会計処理の定めを簡便的な取扱いとして採り入れるかどうかについて、議論が行われた。

事務局から、借手に再リースを当初のリースとは別のリースとして扱うことを認めることとする等の案が示され、委員から、特段の異論は聞かれなかった。

方について検討された。主な審議内容は次のとおり。

会計 金融資産の減損に関する会計基準の開発の進め方、検討

ASBJ、金融商品専門委

去る1月11日、企業会計基準委員会は第174回金融商品専門委員会を開催した。

金融資産の減損に関する会計基準の開発については、6つのステップに分けて基準開発を行う方向とされている。今回の審議では、ステップ1（ECL（IFRS基準）とCECL（米国会計基準）のどちらのモデルを開発の基礎とするかの選択）およびその前段階の整理（ステップ0）における検討項目と進め

ECLモデルとCECLモデルのもとで提供される予想信用損失に関する情報の確認

用損失に関する情報の確認

これまでの専門委員会および親委員会でも聞かれた意見も踏まえ、信用リスクの変動および不確実性が高い時期であった2020年のコロナ禍において、ECLモデルとCECLモデルのもとでどのような情報が提供されたかを確認し、各モデ

ルの違いによる影響を検討する。また、ECLモデルは、適用後レビュー（PIR）等の状況も確認する。

わが国における信用リスク管理および引当実務との整合性の検討

財務諸表作成者の観点から、実務対応負荷やコストに着目して整理を行う。IFRS9号「金融商品―信用損失」における予想信用損失の測定に関する次の定めを確認し、あわせて欧米金融機関による開示例を、あくまで参考の位置づけとして検討する。

・見積手法
・将来予測的な情報の織込み
・偏りのない確率加重金額（見積りに用いる経済シナリオ）
・貨幣の時間価値
・合理的で裏づけ可能な将来予測を超える期間
・発生可能性の低いリスク

その他、IFRS9号およびトピック32の予想信用損失に関連するガイダンス（コアではない部分）の検討

ステップ1での選択にあたり必要な情報が十分に整理されていることを確認するため、ECLおよびCECLの両モデルの

コアではない部分の確認を目的とし、次の点を検討する。

- ・米国基準における債権者による不良債権のリストラクチャリングに関する定め
- ・信用減損金融資産に関する測定および表示
- ・担保および信用補充

IFRS任意企業の利便性

IFRS任意適用企業にとつての利便性について検討する。

利害関係者へのアウトリーチ

専門委員会における意見に加え、必要に応じて利害関係者へ

のアウトリーチを行って聞かれた意見を分析し、ステップ1での選択の判断に資することを目的とする。

*

専門委員会からは進め方についておおむね賛意が示されたが、「コロナ禍の影響については、欧州の監督当局のレターやサポート体制等もあわせて整理することが望ましいのでは」、「債務不履行の定義も整理する必要がある」、「開示への内部のリスク管理やガバナンス状況の反映も注目すべき」といった意見が複数挙がった。

金融

米インフレ懸念強く前倒しされる金融引締め

米連邦準備制度理事会（FRB）がインフレに対抗する姿勢を一層強めている。FRBが1月5日に公表した、昨年12月14、15日開催分の連邦公開市場委員会（FOMC）の議事要旨で、金融緩和縮小のペース、利上げ、保有資産残高の縮小をい

ずれも前倒しすべき、との議論があったことがわかった。具体的には、今回の金融政策の正常化とリーマンショック後の

正常化過程を比較する議論がみられた。前回に比べ経済はより強いインフレと労働市場のひっ迫を伴い、景気見通しも強いため、利上げ開始に必要な最大雇用は比較的早く達成されるとし、前回よりも正常化過程を短縮すべきとの考え方が示された。

バイデン政権の巨額なインフラ投資によりインフレ刺激策になつているところに加え、感染症対策だけで2兆ドル規模の財

この20日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考	掲載号
2022年1月4日	金融審議会「公認会計士制度部会」報告	金融庁	2021年11月に公表された「会計監査の在り方に関する懇談会(令和3事務年度)論点整理」の内容のうち、公認会計士制度に関する事項を中心に取りまとめられたもの。会計監査の信頼性確保のための方策や公認会計士の能力発揮・能力向上に向けた環境整備について検討されている。 https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20220104.html	—
2022年1月11日	上場会社による新市場区分の選択結果について	東証	2022年4月4日に再編される新市場区分への移行に向け、上場会社が選択申請した市場区分結果を取りまとめたもの。プライム市場を選択した会社は1,841社、スタンダード市場を選択した会社は1,477社、グロース市場を選択した会社は459社であった。 https://www.jpx.co.jp/equities/market-restructure/results/index.html	—

政支出を行った。そのため、家計の救援策が民間企業における退職率急伸の一因になり、労働市場ひっ迫、賃金の上昇からインフレ要因になっている側面もこの背景にあるとみられる。

今後の日程は、資産購入の終了が今年3月で、ほぼ同時に利上げ実施となる可能性が出てきた。保有資産残高の縮小開始時期については、前回の正常化は2017年10月であり、2015年12月の利上げからおおむね2年間の間隔があったが、大幅に短縮される見通しである。議事要旨では、「ある時点で」とだけあり、あくまでも

データ次第としている。したがって、残高縮小についてこれまでは来年にずれ込むといった民間予想が多かったが、今回の議事要旨の内容をみると、今年中に開始される可能性も高まったと考えられる。これまでの資産購入ペースの原則は「アクセルを弱める」だけだが、今回「ブレーキ」すなわち引締め政策となる利上げとバランスシート縮小の議論が具体的にみえてきた。インフレ懸念後退につながる指標が少ないなか、今後の金融引締め政策の加速が一層意識されるとの見方もある。

年明けの世界の株価は2日間、上げが続いたが、3日目から下げに転じた。いわゆる新年のご祝儀相場は2日で終わった。この原因は、昨年末の米FRBの金融政策スタンスがややタカ派的になったと評価されたことが挙げられる。つまり、FRBによる今年の金利引上げ、量的緩和の縮小が従来予測より前倒しされることである。

米市場の株価下落に主要国市場も連動し、日本株は2日間上昇後の下落幅が各国を上回り、昨年からの引き続き弱さが目立つ展開となった。弱いという点は、中国株も同様で、新年のご祝儀相場はゼロ、初日から3日連続下げの幕開けとなった。中国市場の場合、昨年末の大手不動産・恒大グループの破綻問題が尾を引いているとも指摘される。

また、欧米主要国は昨年末からオミクロン株の感染者が急増

証券

世界の株式市場を待ち受けるリスク

しており、重症化率、死亡率は従来の変異株より低いとされるものの、景気・企業収益への影響が懸念される。

株式市場のさえない幕開けの原因となった米FRBの金融政策の見通しは、次第に株式市場に織り込まれていき、今後の政策見直しがさらに大きく変わらなければ、株価へのインパクトは弱まってくると思われる。今年の株式市場に影響を与えそうな要因として、見逃せないのが国際政治リスクである。具体的にはロシア、中国による軍事力行使の危険性が挙げられ、ロシアによるウクライナへの侵

攻、中国による台湾挑発などが懸念される。特に台湾は現在、世界的な品不足が問題となっている半導体の生産基地という存在だけに、万一の事態となれば、経済への影響は深刻とみられる。

政治的には民主主義国の多くで選挙が予定されていることも要注意である。特に政権交代となる国は、世界へ小さくない影響が予想される。さえない幕開けとなった2022年だが、これから日本を含む世界の株式市場が懸念材料を1つずつこなし、明るさを取り戻すことを期待したい。

経理用語の豆知識

業務処理の電子化の推進



リモートワークの実施にあたっては、伝統的な業務処理(印鑑の押印、オフィス内に限定された電子システムへのアクセス等)が遠隔地から行えないことがその制約要因となる。今後、企業がリモートワークを常態化または進展させていこうとするのであれば、既存の業務処理を電子形式で作成された情報(電子形式情報)や電子的技術を用いた業務処理に変更していくことが前提となる。

企業においては、たとえば、遠隔地から業務処理を実施できるように、電子形式情報の特性を考慮して、情報処理に使用する情報の電子化を図り、複数者が同時にアクセスする等、情報の一元化と承認者・関係者の見直しによって業務処理の速度を高め、効率的に業務処理を行うことを指向していくことが考えられる。さらに、データ形式情報を取り込むことにより業務処理の自動化を促すとともに、有効に業務処理を行うことが想定される。